

## 議案第 29 号

### 小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱 の一部を改正する告示

小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱(平成 26 年小城市教育委員会告示第 10 号)の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

#### 提案理由

個人情報保護に関する法律の改正等に伴い、小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱  
の一部を改正する告示

小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱(平成 26 年小城市教育委員会告示第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民」を「市民等」に、「小城市個人情報保護条例(平成 18 年小城市条例第 17 号。以下「条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び小城市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 年小城市条例第 号)」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 画像個人情報 画像データのうち、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報をいう。

第 9 条を第 11 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(画像個人情報の取扱い)

第 10 条 教育委員会が設置する防犯カメラの画像個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び小城市個人情報の保護に関する法律施行条例に定めるところによる。

第 8 条中「管理責任者等」を「管理責任者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を削り、第 7 条第 3 号ただし書中「条例第 9 条第 1 項ただし書」を「第 10 条」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条ただし書中「必要上」の次に「操作等を」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により管理責任者等及び運用責任者が許可した職員が防犯カメラの操作等を行い、画像データを閲覧した場合は、防犯カメラ画像データ閲覧記録簿(別記様式)に記録し、管理責任者に報告するものとする。

第 5 条を第 7 条とする。

第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「防犯カメラを設置している旨を明確に適切な方法により表示し」を「管理責任者等以外の者が、みだりに防犯カメラを操作し、又は画像データの閲覧をすることがないように、必要な措置を講じ」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第3条第1項中「防犯カメラの管理について管理責任者を、防犯カメラの運用について」を「教育委員会は、防犯カメラの適正な設置及び画像データの管理を適正に行うため、管理責任者及び」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの適正な設置及び運用並びに画像データの管理に関する事務を統括する。
- 3 運用責任者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラの運用及び画像データの管理に関する事務を行う。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(防犯カメラの設置等)

第3条 教育委員会は、犯罪の予防その他市民等の公共の安全の維持を目的として、公共施設に防犯カメラを設置し、撮影し、及び録画するものとする。

(設置者の責務)

第4条 教育委員会は、前条の規定により防犯カメラを設置する場合は、設置する目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとし、防犯カメラを設置している旨を明確に適切な方法により表示しなければならない。

別表中「第3条関係」を「第5条関係」に、「

小 城 市 民 図 書 館 小 城 館 ・ 小 城 市 立 中 林 梧 竹 記 念 館 ・ 歴 史 資	文化課長	文化課長	撮影装置	防犯カメラ天	10
				吊り型	
			防犯カメラ棚	6	
			画像表示装	液晶 17 インチ	5
			置	カラーモニタ	

料館（桜城館）				—	
			画像記録装置	デジタルレコーダー16局2TB	1
			関連機器	カメラ電源	16

」を「

小城市民図書館小城市立中林梧竹記念館・歴史資料館（桜城館）	文化課長	文化課文化振興係長	撮影装置	防犯カメラ天井吊り型	10
				防犯カメラ棚置き型	6
			画像表示装置	液晶 17 インチカラーモニター	1
			画像記録装置	デジタルレコーダー16局2TB	1
			関連機器	カメラ電源	16

」に、「三日月公民館係長」を「社会教育施設係長」に、「

小城市立芦刈中学校	芦刈中学校校長	芦刈中学校校長	撮影装置	WEBカメラ	1
				屋外赤外線付バレットカメラ	4
			画像表示装置	ノートパソコン・デスクトップパソコン	5
				23.6 型液晶ディスプレイ	1

			画像記録装置	ハードディスク レコーダー	1
			関連機器	ワンケーブル 電源ユニット	1

」を「

小城市立 芦刈中学校 校	芦刈中学校 校長	芦刈中学校 教頭	撮影装置	WEBカメラ	1
				屋外赤外線付 バレットカメラ	4
			画像表示装置	ノートパソコン・デスクトップパソコン	5
				23.6型液晶ディスプレイ	1
			画像記録装置	ハードディスク レコーダー	1
			関連機器	ワンケーブル 電源ユニット	1

」に改める。

別記様式を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に作動中の防犯カメラについては、新たに設置するものとみなして、改正後の規定を適用する。

議案第29号 小城市教育委員会防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（平成26年小城市教育委員会告示第10号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公共施設において<u>市民</u>の安全を目的として設置する防犯カメラの運用に関し、<u>小城市個人情報保護条例（平成18年小城市条例第17号。以下「条例」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公共施設において<u>市民等</u>の安全を目的として設置する防犯カメラの運用に関し、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び小城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年小城市条例第 号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3） <u>画像個人情報 画像データのうち、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報をいう。</u></p> <p><u>（防犯カメラの設置等）</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会は、犯罪の予防その他市民等の公共の安全の維持を目的として、公共施設に防犯カメラを設置し、撮影し、及び録画するものとする。</u></p> <p><u>（設置者の責務）</u></p> <p>第4条 <u>教育委員会は、前条の規定により防犯カメラを設置する場合は、設置する目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所</u></p>



(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの管理について管理責任者を、防犯カメラの運用について \_\_\_\_\_ 運用責任者を置く。

2 (略)

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者は防犯カメラの設置及び管理（以下「管理等」という。） を行い、運用責任者は防犯カメラの運用を行う。

2 (略)

3 管理責任者は、防犯カメラを設置している旨を明確に適切な方法により表示し \_\_\_\_\_ なければならない。

(防犯カメラの操作等)

第5条 運用責任者以外の者は、防犯カメラの操作等を行うことができない。ただし、管理責任者が管理等の必要上 \_\_\_\_\_ 行う場合又は運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

に設置するものとし、防犯カメラを設置している旨を明確に適切な方法により表示しなければならない。

(管理責任者等)

第5条 教育委員会は、防犯カメラの適正な設置及び画像データの管理を適正に行うため、管理責任者及び運用責任者を置く。

2 管理責任者は、防犯カメラの適正な設置及び運用並びに画像データの管理に関する事務を統括する。

3 運用責任者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラの運用及び画像データの管理に関する事務を行う。

4 (略)

(管理責任者等の責務)

第6条

(略)

2 管理責任者は、管理責任者等以外の者が、みだりに防犯カメラを操作し、又は画像データの閲覧をすることがないように、必要な措置を講じなければならない。

(防犯カメラの操作等)

第7条 運用責任者以外の者は、防犯カメラの操作等を行うことができない。ただし、管理責任者が管理等の必要上 操作等を行う場合又は運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(画像データの取扱い)

第6条 条例第9条第1項ただし書の規定により、画像データの閲覧を希望する者は、あらかじめ運用責任者の許可を受けなければならない。この場合において、画像データの閲覧は、運用責任者が指定した場所で行うものとし、運用責任者の許可を得ていない者は、その場所に立ち入ることができない。

2 運用責任者は、画像データの閲覧をさせた場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像データの範囲等を防犯カメラ画像データ閲覧記録簿（別記様式。以下「記録簿」という。）に記録し、管理責任者へ報告するものとする。

3 記録簿の保存期間は1年間とする。

4 画像データを閲覧した者は、画像データから知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。

(画像データの保存)

第7条 画像データの保存については、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 画像データは、これを複製してはならない。ただし、条例第9条第1項ただし書の規定により、画像データを提供する場合は、こ

2 前項の規定により管理責任者等及び運用責任者が許可した職員が防犯カメラの操作等を行い、画像データを閲覧した場合は、防犯カメラ画像データ閲覧記録簿（別記様式）に記録し、管理責任者に報告するものとする。

(画像データの保存)

第8条 画像データの保存については、次に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 画像データは、これを複製してはならない。ただし、第10条 \_\_\_\_\_の規定により、画像データを提供する場合は、こ

の限りでない。

(画像データの保管)

第8条 管理責任者等は、画像データの保管について、施錠できる保管庫に保管するなど、画像データの盗難、散逸等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 (略)

別表 (第3条関係)

設置場所	管理責任者	運用責任者	構成装置	機器の名称	数量
小城市民 図書館小 城館・小城 市立中林 梧竹記念 館・歴史資 料館(桜城 館)	文化課長	文化課長	撮影装置	防犯カメラ天吊 り型	10
				防犯カメラ棚置 型	6
			画像表示装 置	液晶17インチカ ラーモニター	5
			画像記録装 置	デジタルレコー ダー16局2TB	1
		関連機器	カメラ電源	16	

の限りでない。

(画像データの保管)

第9条 管理責任者は、画像データの保管について、施錠できる保管庫に保管するなど、画像データの盗難、散逸等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(画像個人情報の取扱い)

第10条 教育委員会が設置する防犯カメラの画像個人情報の取扱いに  
ついては、個人情報の保護に関する法律及び小城市個人情報の保護に  
関する法律施行条例に定めるところによる。

(その他)

第11条 (略)

別表 (第5条関係)

設置場所	管理責任者	運用責任者	構成装置	機器の名称	数量
小城市民 図書館小 城館・小城 市立中林 梧竹記念 館・歴史資 料館(桜城 館)	文化課長	文化課文化 振興係長	撮影装置	防犯カメラ天吊 り型	10
				防犯カメラ棚置 型	6
			画像表示装 置	液晶17インチカ ラーモニター	1
			画像記録装 置	デジタルレコー ダー16局2TB	1
		関連機器	カメラ電源	16	

小城市民 図書館三 日月館・小 城市生涯 学習セン ター（ドゥ イング三 日月）	生涯学習課 長	生涯学習課 三日月公民	撮影装置	カラーCCDカメ ラ	8
		館係長	画像表示装 置	17インチ液晶カ ラーモニター	1
			画像記録装 置	デジタルビデオ レコーダー（1T B）	1
			関連機器	CCTVカメラ用DC 電源	1
(略)					
小城市立 芦刈中学 校	芦刈中学校 校長	芦刈中学校 校長	撮影装置	WEBカメラ	1
				屋外赤外線付バ レットカメラ	4
			画像表示装 置	ノートパソコ ン・デスクトッ プパソコン	5
				23.6型液晶ディ スプレイ	1
				画像記録装 置	ハードディスク レコーダー
			関連機器	ワンケーブル電 源ユニット	1

小城市民 図書館三 日月館・小 城市生涯 学習セン ター（ドゥ イング三 日月）	生涯学習課 長	生涯学習課 社会教育施 設係長	撮影装置	カラーCCDカメ ラ	8
		館係長	画像表示装 置	17インチ液晶カ ラーモニター	1
			画像記録装 置	デジタルビデオ レコーダー（1T B）	1
			関連機器	CCTVカメラ用DC 電源	1
(略)					
小城市立 芦刈中学 校	芦刈中学校 校長	芦刈中学校 教頭	撮影装置	WEBカメラ	1
				屋外赤外線付バ レットカメラ	4
			画像表示装 置	ノートパソコ ン・デスクトッ プパソコン	5
				23.6型液晶ディ スプレイ	1
				画像記録装 置	ハードディスク レコーダー
			関連機器	ワンケーブル電 源ユニット	1

別記様式（第6条関係）

別記様式（第7条関係）